

令和3年2月市議会 教育厚生委員会資料

第3号議案 令和2年度長崎市一般会計補正予算(第18号)

目次

【3款 民生費】

説明書
記載頁

民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策費(3.2.1) …… P 1～2 (P 22～23)

【4款 衛生費】

特定不妊治療助成費(4.1.3) …………… P 3～5 (P 22～23)

こども部

令和3年2月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
22～23	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	1-1	民間保育所等新型 コロナウイルス感染症 対策費	千円 8,112

1 概 要

新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、民間保育所等に対して、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品等の購入費用を補助する。

併せて、民間保育所等に対して、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助するとともに、病児・病後児保育施設において、同様に事業を継続的に実施していくための体制を整える。

2 事業内容

(1) 対象経費及び補正額

民間保育所等におけるマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品等の購入費用及び民間保育所等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施するために必要な経費(かかり増し経費等)。

ア 補 正 額 8,112 千円

イ 補正額の内訳

(単位:千円)

区分	施設・事業種別	施設数	補正額		
			消 毒 液 等	かかり増し経費等	計
委託事業	①病児・病後児保育施設	1	0	300	300
補助事業	②民間保育所	21	2,465	935	3,400
	③民間認定こども園 (幼保連携型、保育所型)	7	1,949	100	2,049
	④小規模保育事業所	1	100	0	100
	⑤認可外保育施設	3	416	0	416
	⑥延長保育事業	14	1,291	195	1,486
	⑦一般型一時預かり事業	1	100	0	100
	⑧幼稚園型一時預かり事業	4	261	0	261
	小 計	51	6,582	1,230	7,812
	合 計	52	6,582	1,530	8,112

【上限額について】

- ①、⑦、⑧の1施設当たりの上限額は300千円
- ②～⑤の1施設当たりの上限額は定員19人以下 300千円
定員20人以上59人以下 400千円
定員60人以上 500千円
- ⑥の1施設当たりの上限額は、⑥を実施する②～④の施設の上限額の1/2の額
上限額については、令和2年度と令和3年度の合算額

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
8,112	7,397	715	-	-	-

- ※1 国庫補助率 補助基準額(5,965千円)2(1)イ②～⑤の1/2(保育対策総合支援事業費補助金)
補助基準額(2,147千円)2(1)イ①、⑥～⑧の1/3(子ども・子育て支援交付金)
市負担分(3,700千円)の10/10(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)
- ※2 県補助率 補助基準額(2,147千円)2(1)イ①、⑥～⑧の1/3(地域子ども・子育て支援事業費補助金)

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
22～23	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健 対策費	1-1	特定不妊治療助成費	千円 7,732

1 概 要

不妊治療のうち、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成し、子どもを望む夫婦への支援を行っている。

今般、国が不妊治療の保険適用を検討し、令和2年度第三次補正予算において保険適用までの間、現行の助成制度を大幅に拡充したことから、国と同様に支給要件及び助成金を拡充することで、治療に係る経済的負担の更なる軽減を図り、治療が必要な夫婦を広く支援する。

2 事業内容

(1) 支給要件

- ・支給対象者を事実婚の夫婦まで拡大
- ・所得制限の撤廃
- ・助成回数を夫婦の通算回数から、子ども1人の出産ごとに回数をリセット

	現 行	見直し後
対象者	指定医療機関で特定不妊治療を受けた法律上の婚姻関係にある夫婦	指定医療機関で特定不妊治療を受けた夫婦 <u>(法律婚、事実婚を問わない。)</u>
所得制限	730万円未満(夫婦合算の所得)	<u>制限なし</u>
対象年齢	妻：43歳未満、夫：制限なし	
助成回数	通算6回 (妻が40歳以上で初回治療を開始した場合は3回)	<u>子ども1人につき6回</u> (妻が40歳以上で初回治療を開始した場合は3回) <u>※妊娠12週以降に死産に至った場合も1人とみなす。</u>

(2)助成金

・1回の治療(男性不妊治療も含む。)に対する助成金を一律30万円に変更。(ただし、採卵を伴わない凍結胚移植及び採卵したが卵が得られない等で治療を中止した場合の助成金は一律10万円。)

助成金 上限額 (1回あたり)	治療内容	現行	見直し後
	新鮮胚移植を実施(採卵を含む。)	(初回) 300,000円	300,000円
	採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施	(2回目以降) 150,000円	
	以前に凍結した胚による胚移植を実施(採卵を含まない。)	75,000円	100,000円
	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	(初回) 300,000円	300,000円
	受精できず、又は胚の分割停止などの異常授精等による中止	(2回目以降) 150,000円	
	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	75,000円	100,000円
	精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を実施(男性不妊治療)	(初回) 300,000円 (2回目以降) 150,000円	300,000円

(3)適用

令和3年1月1日以降に治療が終了したものから対象

3 事業費

- (1) 扶助費(助成金) 7,725千円
- ・支給要件の拡充分 300千円×16件=4,800千円
 - ・助成金の増額分 150千円×13件=1,950千円
 - 25千円×39件=975千円
- (2) 需用費(消耗品費) 5千円
- (3) 役務費(郵送料) 2千円

4 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金	県支出金※	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
7,732	—	3,866	—	3,866

※ 安心子ども基金事業費補助金 県補助率 1/2

【参考】

1 助成件数及び助成金の推移

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度		
			当初予算	12月末実績	補正予算後
助成件数 (延件数)	354	397	372	241	388
助成金 (千円)	62,025	65,400	64,575	41,175	72,300

2 治療実績内訳

[単位:件(延べ件数)]

治療内容	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (12月末)
新鮮胚移植を実施	55	55	28
採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施	140	128	101
以前に凍結した胚による胚移植を実施	141	173	103
体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	4	5	1
受精できず、又は胚の分割停止などの異常授精等による中止	14	30	7
採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	0	5	0
精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を実施(男性不妊治療)	0	1	1
助成件数合計	354	397	241